報道資料

くらしの中に
総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和７年 11 月 12 日

電話に関するユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可

－情報通信行政・郵政行政審議会からの答申及び意見募集の結果－

総務省は、本日、情報通信行政・郵政行政審議会（会長：相田　仁　東京大学特命教授）から、電話に関するユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可（令和７年９月 30 日付け情報通信行政・郵政行政審議会諮問第 3203 号）について、認可することが適当である旨の答申を受けました。
総務省ではこの答申を踏まえ、本件に係る認可等の所要の手続を速やかに行います。

１　経緯等

本件は、基礎的電気通信役務支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会から、総務大臣に対し、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 109 条第１項の規定による第一種交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第 110 条第２項の規定による第一種負担金の額及び徴収方法の認可をそれぞれ受けたい旨の申請があったものです。

申請概要は別紙１のとおりです。

２　答申及び意見募集の結果

（１）電話に関するユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可について、令和７年９月 30 日（火）に情報通信行政・郵政行政審議会に諮問したところ、本日、認可することが適当である旨の答申を受けました。（答申の内容は別紙２参照）

（２）同審議会において、令和７年 10 月１日（水）から同年 10 月 30 日（木）までの間、意見募集を行った結果、意見の提出は２件でした。提出された意見と当該意見に対する同審議会の考え方は別紙３のとおりです。

３　今後の予定

総務省は、この答申を踏まえ、本件に係る認可等の所要の手続を速やかに行います。

４　関係報道資料

別紙１、別紙２及び別紙３については、e－Gov（https://www.e-gov.go.jp）の「パブリック・コメント」欄にも掲載します。

関係報道資料等：

〇電話に関するユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可に対する意見募集（令和７年９月 30 日）
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban07_02000084.html

【連絡先】
（諮問内容等について）
総合通信基盤局電気通信事業部基盤整備促進課
担　当：隅田課長補佐、青木係長、西内官
電　話：03-5253-5817（直通）
E-mail：tel-univ_atmark_ml.soumu.go.jp
（注）迷惑メール防止対策のため「@」を
「_atmark_」と表示しています。
送信の際には、「@」に置き換えてください。

（情報通信行政・郵政行政審議会について）
情報流通行政局総務課
担　当：石井課長補佐、澁谷係長
電　話：03-5253-5694（直通）